

教育職員の懲戒処分の見え方から見えるリスクマネジメント上の課題

2-1-2 懲戒処分中の免職の割合

平成 29 年度にわいせつ行為等で処分を受けた者 187 人の処分の内容は免職 120 人 (64.2%)、停職 57 人 (30.5%)、減給 9 人 (4.8%)、戒告 1 人 (0.5%) である。懲戒処分の中でも最も重い免職の処分を受けた割合が 6 割を超えている。交通違反・交通事故で処分された者の中で免職となった者が 12.9%、体罰で処分された者の中で免職となった者がなかったことと比較して、わいせつ行為等による処分の場合では免職となる割合が際立って高くなっている。その結果、平成 29 年度に免職となった教育職員は 193 人であるが、そのうちわいせつ行為等により免職となった者は 120 人であり、免職者全体の 62.2%を占めている。

2-2 リスクマネジメント上の課題

上記のように懲戒処分を受けた者全体の中でわいせつ行為等により処分を受けた者の割合が大幅に増加し、わいせつ行為等による処分者の 6 割以上が免職処分となっている。このような状況においてはわいせつ行為等の防止は学校や教育委員会にとってリスクマネジメント上の最重要課題であると言える。

さらに平成 29 年度にわいせつ行為等で懲戒処分を受けた 187 人と訓告等を受けた 23 人、合計 210 人の事案において、被害者の 45.3%は児童生徒であった。学校と教育委員会は事故・不祥事防止の取組の中でも、児童生徒が被害を受けるようなわいせつ行為等を未然に防ぐ、万一被害が発生した場合にも被害を最小限に抑えることに全力をあげて取り組まなくてはならない。また年齢層別の被処分者数と在職者数は表 1 のとおりである。

表 1 年齢層別の被処分者数・在職者数

	被処分者 a	在職者 b	a/b
20 代	70 人	141,689 人	0.05%
30 代	48 人	193,565 人	0.02%
40 代	41 人	206,839 人	0.02%
50 代以上	51 人	322,460 人	0.02%
合計	210 人	864,553 人	0.02%

※在職者数は平成 28 年度学校教員統計調査より

在職者数と比較したときに 20 代の被処分者が明らかに多くなっている。わいせつ行為等の防止にあたっては 20 代にどのように啓発を進めるかが重要となっている。

なお、人事行政状況調査では「わいせつ行為等」とは、「わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントをいう」と定義している。セクシュアル・ハラスメントを防止する取組は「わいせつ行為等」を防止する取組でもある。

3 セクシュアル・ハラスメント防止の取組

3-1 文科省の平成 12 年調査

文部省 (当時) は平成 12 年 7 月に都道府県・指定都市教育委員会 (以下「縣市」という。) におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する取組状況を調査している。この調査では「セクシュアル・ハラスメントを防止するための周知・啓発を児童生徒に対しても行っているか」を調査項目としている。

これは男女雇用機会均等法が改正された直後の平成 12 年 4 月 12 日に、文部省が「公立学校等における性的な言動に起因する問題の防止について (通知)」を発出し、通知の中で「学校としての特質を踏まえ」、保護者との関係や児童生徒への指導等においてもセクシュアル・ハラスメントが行われることがないように、教職員への注意喚起や啓発など、必要な措置を講じるよう求めたことを背景にしている。

また、わいせつ行為等により懲戒処分となった教育職員の人数は平成 10 年度には 50 人であったが、平成 11 年度には 97 人となっている。人数で 47 人、割合で 94% の増である。文部省は学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止の取組を促進することを意図し、周知・啓発を児童生徒に対して行うことがセクシュアル・ハラスメント防止に有効であると認識してこの調査を実施したと考えることができる。

入江ら(2001)は「児童生徒は、『教員から児童生徒へ』『児童生徒間で』という関係の中で、セクシュアル・ハラスメントの被害者、そして加害者になる可能性がある。したがって、被害を受けたら誰に相談できるか、また、加害者にならないように、など理解するために、セクシュアル・ハラスメントについて、その子なりにきちんと知る必要がある。」と述べている。

なお、この調査で、児童生徒に対して周知・啓発を行っているとは回答したのは調査対象の 59 縣市のうち 9 縣市であった。セクシュアル・ハラスメント防止のためには児童生徒への周知・啓発が必要であるという認識が一

教育職員の懲戒処分の見え方から見えるリスクマネジメント上の課題

部にはありながらも、平成 12 年の時点では多くの県市が児童生徒への周知・啓発は行っていないかった。

3-2 神奈川における取組

文部省の平成 12 年の調査では児童生徒に周知・啓発を実施していると回答したのは 9 県市に過ぎなかった。その中で横浜市、川崎市は「実施している」と回答している。また、「ホームページ等に記載することで周知・啓発をしている」という回答した県市は 1 であり、神奈川県であった。このように他の県市に先駆けて児童生徒への周知・啓発に取り組んできた神奈川の教育委員会が現在どのような取組を行っているかについて概観する。

3-2-1 神奈川県教育委員会の取組

県立学校は高等学校 142 校、特別支援学校 28 校、中等教育学校 2 校の合計 172 校である。県教育委員会は行政課人権教育グループが中心となって、この 172 校の教職員への研修の実施や生徒への啓発チラシの配付等を通してセクシュアル・ハラスメント防止の取組を進めている。主な取組は以下のとおりである。

○管理職対象の人権教育研修の実施（行政課）

毎年、すべての校長・副校長・教頭を対象に人権教育研修講座を開催しており、学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止についても重要課題として注意喚起し、教職員への指導の徹底をはかっている。

○教職員研修用冊子の作成（行政課）

冊子「STOP! ザ・スクール・セクハラ」を平成 12 年 4 月に作成した。セクシュアル・ハラスメントが人権侵害であることを明確にし、「不快にさせる性的な言動」の具体例をあげるなど教職員のセクシュアル・ハラスメントに対する意識を高める内容となっている。平成 20 年、21 年、23 年に改訂され、最新版は神奈川県教育委員会のホームページに掲載され、現在も校内研修等で活用されている。

○不祥事防止リーフレットによる教職員の啓発（行政課）

不祥事防止の視点で作成したチラシやリーフレットを毎年教職員に配付し、注意を喚起している。人事行政状況調査においてもわいせつ行為等による処分者は 20 代の年齢層に多い傾向がみられた。平成 30 年度には 20 代に向けたリーフレットを作成し、20 代を対象とした啓発も行った。なお、このリーフレットは横浜国立大学教育学部の学生にも参考配付した。

○教育実習生向けの啓発（行政課）

県立学校で教育実習を行う教育実習生がセクシュアル・ハラスメントの被害者にも加害者にもならないよう教育実習生に対しても実習前に実習校を通じて啓発チラシを配付している。セクシュアル・ハラスメントについての理解を深めるとともに「携帯電話の番号やメールアドレスを聞かない」、「閉め切った部屋で二人きりにならない」などリスクマネジメントを意識した内容となっている。

○児童生徒人権相談窓口の設置（行政課）

すべての県立学校は児童生徒人権相談窓口を設置している。併せて行政課が児童生徒人権相談窓口を周知するポスターを毎年作成して全校に配付している。学校はポスターの下段空白部に自校の相談窓口の具体的な名称や場所を記載したうえで掲出し、相談窓口に係る情報が確実に生徒に届くようにしている。また、学年末にはこの相談窓口の利用件数や寄せられた相談事案への対応状況等について行政課への報告を求めている。

○生徒向け啓発（行政課）

平成 18 年度より毎年、県立高校の生徒、県立中等教育学校の後期課程の生徒、県立特別支援学校の高等部の生徒を対象としてセクシュアル・ハラスメント防止のための啓発チラシを配付している。「不快な性的言動のことをセクシュアル・ハラスメントという」、「相手が不快と感じればセクシュアル・ハラスメントである」ことなどセクシュアル・ハラスメントについての基本的な知識と校内外の相談窓口を伝える内容となっている。啓発チラシの内容は毎年改訂し、最新版では交際相手からの暴力をデートDVとして取り上げるとともに、メールによる相談窓口も案内している。

○生徒対象のセクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査の実施（行政課）

生徒を対象としたアンケート調査は学校におけるセクシュアル・ハラスメントの実態を把握することを目的として平成 18 年度と平成 21 年度、平成 24 年度に実施した。平成 25 年度からは教職員、生徒の注意を喚起し、学校におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するという目的を併せて毎年実施することとなった。その結果は毎年 5 月頃に県教育委員会のホームページに掲載されている。教育デザイン研究第 11 号（2020 年 1 月） 190

教育職員の懲戒処分の推移から見えるリスクマネジメント上の課題

ムページでも公開されている。アンケート調査の概要や結果については頁を改めて記述する。

3-2-2 横浜市教育委員会の取組

横浜市においては、設置校 509 校の内 95%が、小学校、中学校、義務教育学校であり、高等学校、特別支援学校高等部段階の学校は全体の 5%に止まる。学校におけるセクシュアル・ハラスメントの対象は、ほとんどが 6 歳～15 歳の児童生徒であり、想定される事案の様態も、教員が児童生徒に対して行う性的ハラスメントのみならず、心身ともに未熟な児童生徒間の性的いたづら等も含めて多様化・複雑化している。後期中等教育段階の 15 歳～18 歳が主たる対象となる県立学校への施策を前提とする神奈川県教育委員会とは異なる条件下にある。横浜市教育委員会の主な取組は以下のとおりである。

○学校訪問や学校経営推進会議における意識の啓発（方面別学校教育事務所）

指導主事が域内の全小中学校の支援に向けて年間 2 回実施する計画訪問や、各区ごとに月に 1 回、小学校、中学校ごとの校長が集まって様々な情報共有をはかる学校経営推進会議において、適宜、不祥事防止に関する啓発を行う中で、学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組の実施を求めている。

○セクシュアル・ハラスメント担当者の配置と各校における校内研修の推進（人権教育・児童生徒課）

市立学校全校に、セクシュアル・ハラスメント担当者を配置し、学校だよりを通じて保護者に周知を図るとともに、学校外の相談窓口として教育相談総合センターを紹介している。各校の担当者に対しては、毎年度の初めにセクシュアル・ハラスメント防止研修を実施し、ここで学んだことをもとに、全校の教職員を対象とする悉皆セクシュアル・ハラスメント防止研修を学校ごとに実施し、9 月末までに教育委員会に実施報告することとしている。

○研修資料、啓発の材料として活用する冊子の作成と配布（人権教育・児童生徒課）

セクシュアル・ハラスメントを教員の不適切指導の最たるものとして位置づけ、教職員がセクシュアル・ハラスメントについての理解を深め、不快な思いをしたり心の傷を負ったりする子どもが出ないよう、教員が自分自身を振り返るとともに未然防止に努めるた

めの多岐にわたる視点からの方策を示すとともに、不幸にしてセクシュアル・ハラスメントが起こってしまったときの対応において実効性のある校内の体制づくりについてまとめた冊子「教職員による児童・生徒へのセクシュアル・ハラスメントを防止するために」を各校に配布し、学校ごとに研修資料、啓発の材料として活用できるようにしている。

法務局と連携し、学校におけるセクシャル・ハラスメントを含む児童生徒の悩みや相談事を直接法務局に吸い上げられるようにする仕組みとして「SOS ミニレター」を全児童生徒に配布している。

○教職員の不祥事防止を包括的に推進する教職員研修の実施（教職員人事課、教職員育成課）

教職員育成課が実施する教員対象の悉皆研修（初任者研修・教職 5～10 年目を対象とするリーダーシップ開発研修・教職 11～13 年目を対象とする人材育成マネジメント研修）において、教職員の不祥事防止に向けた研修をプログラムに組み込み、その中で教員による児童生徒へのセクシュアル・ハラスメントについて必ず取り上げ、その影響の甚大さについて言及するとともに、未然防止に向けた自覚と実践を促している。

3-2-3 川崎市教育委員会の取組

川崎市は、ここ近年の人口増加のため、平成 31 年 4 月に小学校 1 校が新設され、小学校は 114 校、中学校 52 校、高等学校全定合わせ 9 校、特別支援学校 3 校である。川崎市は平成 12 年に「川崎市子どもの権利に関する条例」を全国に先駆けて制定した政令市であり、教職員には人権感覚を磨くことを求め、人権教育を尊重した取組を進めている。「子どもの権利」を大切にすると人権感覚の観点から、わいせつ行為による事案も含め川崎市の不祥事防止に関する取組を記述する。

○学校訪問における意識の啓発（学校教育部区教育担当）

川崎市 7 区の区役所に所属する学校教育部の担当課長・指導主事が、年間 2 回各区の学校を訪問する際に、学校経営や初任者の指導とともに、職員の服務についても情報交換し、不祥事防止に関する啓発を行うとともに、学校内外を問わず教育公務員としての自覚を促す取組の推進を進めている。

○教職員の不祥事防止に関する教職員研修の実施（教職員人事課）

教育職員の懲戒処分の推移から見えるリスクマネジメント上の課題

総合教育センターが実施する研修の中で、初任者から、2年目、3年目、中堅教諭、総括教諭、教頭・校長等管理職を対象とした、キャリアステージに応じた悉皆研修において、教職員の不祥事防止に向けた内容を研修計画に組み込んでいる。実際の事例とその量刑をもとに、事案の持つ重篤さを被害者はもとより、児童生徒への影響、家族、同僚への影響の観点から考える場として、その自覚を促している。また、管理職研修においては、未然防止に向けた教職員各々の自覚を促すこととともに、職場の同僚として「我が職場からは不祥事を出さない」を合言葉として、職員同士の声掛け、風通しのよい職場づくりなど、未然防止に向けた校内体制の構築を目的として実施している。臨時的任用職員や非常勤職員においても、教職に就くものとしての心構えとともに、不祥事防止に向けた研修を行い、意識を啓発し自覚を促している。

○人権意識の醸成（人権・共生教育担当）

国連で「児童の権利に関する条約」が採択された11月20日を「かわさき子どもの権利の日」と定め、すべての学校において権利学習を行っている。その中で、児童生徒は「安心して生きる権利」「自分を守り、守られる権利」等7つの権利を学び、困ったことがあれば必ず身近な誰かに相談する等対応の仕方を学ぶ。また、「子どもの権利学習派遣事業」としてCAPプログラムを年間32校実施し、セクシュアル・ハラスメント等も含めた大人からの暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につけ、対応の仕方も含め参加型学習を行っている。

教職員に対しても、ライフステージに応じた悉皆研修において人権教育に関する研修を行い、人権感覚を磨くことを求めている。

○啓発の材料として活用する資料の配布（人権・共生教育担当）

児童生徒の悩みや相談事を、教育委員会・総合教育センター・退職教職員の会・児童相談所・オンブズパーソン・法務局等、様々な機関がキャッチできるよう、「ひとりで悩まないで」相談カードを児童生徒に配布している。また、高校生を対象として、「デートDV」も含むセクシュアル・ハラスメントに関する注意喚起や相談に関する資料を配布し、各学校において活用している。

4 生徒対象のセクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査

神奈川県教育委員会は県立学校の生徒を対象としたセクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査を平成24年度から毎年実施している。蓄積されているデータを分析することで7年間継続して実施しているアンケート調査の成果と課題について考察する。

4-1 アンケート調査の概要

平成30年度の調査の概要は以下のとおりである。現在の調査内容、実施方法となったのは平成26年度で、平成25年度以前の調査においてもほぼ同様の内容で調査が行われていた。

○調査の目的

- ・生徒のセクシュアル・ハラスメントに対する理解を深めるとともに、県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの実態を把握し、被害に対応する。
- ・教職員及び生徒の注意を喚起し、セクシュアル・ハラスメントについての意識の向上を図るとともに、学校におけるセクシュアル・ハラスメント行為の防止を図る。

○対象

- ・県立学校172校の生徒 約130,900人

高等学校142校
中等教育学校2校（後期課程の生徒）
特別支援学校28校（高等部の生徒）

○調査方法

- ・学校を通じてアンケートを啓発資料とともに配付
- ・平成31年1月に生徒に配付、生徒は自宅等で記入
- ・被害があった場合は3月末までに直接県教育委員会に郵送（料金後納扱い）

○調査内容

- ・平成30年度（4/1～3/31）の学校生活の中で自分がセクシュアル・ハラスメントの被害を受けたか
- ・回答は学校名と学年を記入（氏名は無記名でも可）

○具体的調査項目

- ・被害の有無（自分自身、他の生徒）
- ・誰からセクシュアル・ハラスメントを受けたか
- ・被害を受けてどうしたか など

教育職員の懲戒処分の推移から見えるリスクマネジメント上の課題

4-2 アンケート調査の結果から

4-2-1 「自分自身が被害を受けた」人数

「自分自身が被害を受けた」と回答した人数は表2のとおりとなっている。平成24年度には249人で、この年度の調査対象の学校が172校（高等学校143校、中等教育学校2校、特別支援学校27校）であるから学校1校あたりの平均が1.4人ということになる。その人数は平成25年度には73人、平成26年度には50人、平成27年には38人と減少し、その後も40人前後で推移している。

表2 「自分自身が被害を受けた」人数（人）

H21	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
146	249	73	50	38	35	39	43

4-2-2 セクシュアル・ハラスメントの行為者

自分自身が被害を受けた場合にセクシュアル・ハラスメントの行為者を尋ねており、その内訳は表3のとおりとなっている。教師から被害を受けたと回答した人数は平成24年度に56人であったが、平成25年度は36人、平成26年度は19人と大幅に減少し、その後も20人前後で推移している。なお、複数回答のため、合計は表1と一致しない。

表3 セクシュアル・ハラスメントの行為者（人）

	先生	生徒	部活動指導者	その他	合計
H21	67	169	29	47	312
H24	56	273	20	84	433
H25	36	52	3	26	117
H26	19	51	3	20	93
H27	23	35	1	4	63
H28	13	15	5	8	41
H29	17	22	3	4	46
H30	24	15	1	6	46

※部活動指導者は顧問以外の指導者

4-2-3 被害を受けて「何もしなかった」人数

自分自身が被害を受けたと回答した場合には「被害を受けてどうしたか」を尋ねており、選択肢は

- ・何もしなかった
- ・態度や言葉などで不快と感じたことを相手に伝えた
- ・友だち、家族など身近な人に相談した
- ・学校の先生や相談窓口などに相談した

・その他

となっている。平成24年度以降の「自分自身が被害を受けた」人数、「何もしなかった」人数、そして「何もしなかった」人数が「自分自身が被害を受けた」人数に占める割合は表4のとおりとなっている。平成24年度には43.4%であった「何もしなかった」人数の割合が平成30年度には25.6%となっている。

表4 「何もしなかった」人数と割合

	自分自身が被害（人）	何もしなかった（人）	割合（%）
H24	249	108	43.4
H25	73	29	39.7
H26	50	17	34.0
H27	38	21	55.3
H28	35	12	34.3
H29	39	11	28.2
H30	43	11	25.6

4-3 考察

4-3-1 教師によるセクシュアル・ハラスメントの減少

平成18年度、21年度、24年度と3年おきに実施していた県立学校の後期中等教育段階の全生徒を対象としたアンケート調査を平成25年度から毎年実施するようになった。平成24年度に56人であった「教師から被害を受けた」人数は平成26年には19人と約3分の1に減少している。アンケート調査を3年おきに実施した時には見られなかった減少である。その後も減少した水準を維持していることから、アンケート調査を毎年実施したことは生徒が教師から受けるセクシュアル・ハラスメントを防止するうえで効果をあげたと言えよう。

佐藤(2013)は教師による性的な問題行動に対して学校がどのような対策をとればよいかについて、「動機があっても、実行できない環境づくりが必要」だとしている。また多くの問題行動の背景には「発覚しないだろう」意識があり、「発覚しにくい」環境にあるとその意識が強まり、発覚しやすい環境の整備が「発覚しないだろう」意識を是正するとしている。平成24年度以降、アンケート調査を毎年実施していることは一つの「発覚しやすい環境の整備」であり、教職員の「発覚しないだろう」

教育職員の懲戒処分の推移から見えるリスクマネジメント上の課題

意識を是正し、「教師から被害を受けた」人数が減少したと考えることができる。

4-3-2 部活動指導者によるセクシュアル・ハラスメントの減少

「部活指導者から被害を受けた」人数は平成 24 年度には 20 人であったが、平成 25 年度には 3 人と大幅に減少している。またその後も減少した水準を維持しており、5 人を超えることなく推移している。「教師から被害を受けた」人数の減少と同様にアンケート調査の毎年実施が「発覚しやすい環境の整備」となり、減少の要因となったと考えることができる。しかしながら平成 30 年度には「部活指導者から被害を受けた」人数は 1 人となり、「教師から被害を受けた」人数の減少以上に減少が顕著である。その要因としては平成 23 年 1 月に「部活動指導ハンドブック（部活動インストラクター編）」が改訂され、サービス上の留意点としてセクシュアル・ハラスメントの防止が明記されたこととの関係が考えられる。平成 24 年度以降、各学校が部活動指導者（部活動インストラクター）を任用する際に、任用書とともに「部活動指導ハンドブック」を用いてサービス上の留意点を伝えるなどの指導の徹底がはかられた結果と考えることができる。

4-3-3 生徒への啓発

「生徒から被害を受けた」人数は平成 24 年度の 273 人から平成 25 年度には 52 人と 5 分の 1 以下に減少している。アンケート調査に答えたり、アンケート調査と同時に配付される啓発チラシを読んだりする中で、具体的にどのようなことがセクシュアル・ハラスメントとなるかを学び、生徒がセクシュアル・ハラスメントに対する意識を高めたことが減少の要因として考えられる。

また、啓発チラシの中では、万一被害にあった時には「がまんしないで『やめてほしい』と伝える」ことや、「身近な信頼できる人や相談窓口に相談する」ことを呼びかけている。表 3 に示されたとおり、自分自身が被害にあった人数の中で「何もしなかった」人数の割合は平成 24 年度には 43.4%であったが、平成 30 年度には 25.6%と大きく低下している。このことは啓発チラシの趣旨について生徒の間に理解が広がっていることを示していると言えよう。

5 まとめと今後の課題

5-1 まとめ

平成 12 年 4 月 12 日に、文部省は「公立学校等における性的な言動に起因する問題の防止について（通知）」を発出し、通知の中で「学校としての特質を踏まえ」、保護者との関係や児童生徒への指導等においてもセクシュアル・ハラスメントが行われないよう、教職員への注意喚起や啓発など、必要な措置を講じるよう求めた。続いて平成 12 年 7 月に都道府県・指定都市教育委員会におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する取組状況の調査を行った。この通知と調査をきっかけとして教育委員会や学校はセクシュアル・ハラスメント防止に従前以上に取り組んできた。神奈川における取組も「3-2」で概観したとおりである。しかしながら教育委員会や学校の様々な取組にもかかわらず、平成 9 年度に 49 人であったわいせつ行為等により懲戒処分となった教育職員は、平成 29 年度には 187 人へと増加、この 20 年間で約 3.8 倍にもなっているのであった。

わいせつ行為等により懲戒処分となる教育職員の増加について、入江ら（2001）は「わいせつ行為等が実態として増加しているというよりは、自分に対する行為を『不快だ』と訴える子どもたちが増えてきたということでもある」と述べ、また「『セクシュアル・ハラスメント』という言葉と認識がようやく子どもたちにも届くようになって、子どもたちが『訴えてもいいんだ』と思えるようになってきたということである」とも述べている。

このような考え方に立てば、わいせつ行為等により懲戒処分となる教育職員の増加をもって、教育委員会や学校がこの間進めてきたセクシュアル・ハラスメント防止の取組は効果がなかったと結論づけることはできない。本稿で取り上げた生徒を対象としたセクシュアル・ハラスメントアンケート調査においても「教師から被害を受けた」人数が大幅に減少したり、生徒のセクシュアル・ハラスメントに対する意識が高まったりしている結果を見いだすことができた。引き続き学校と教育委員会がセクシュアル・ハラスメント防止の取組を継続的に進めることが求められる。

5-2 今後の課題

5-2-1 学校

入江ら（2001）は「これまでセクシュアル・ハラスメントが発生した学校において学校長が適切に対応した例はほとんど皆無に等しい」と述べている。しかしながら教育デザイン研究第 11 号（2020 年 1 月） 194

教育職員の懲戒処分の推移から見えるリスクマネジメント上の課題

学校においてセクシュアル・ハラスメントの被害が発生したケースにおいて、校長を中心に学校が適切に対応し、再発防止のための研修や環境改善がなされれば、外部への相談が必要な場面は生じない。また懲戒処分等をとまなわなければそのセクシュアル・ハラスメントが事案として公表される場面もない。筆者はこれまでも「セクシュアル・ハラスメントが発生した学校において学校長が適切に対応した例」が少なからずあったと考えているが、入江らのもとには校長が適切に対応できなかった多くの事案の相談が寄せられ、校長や学校が信頼を失っていた状況があったと考えられる。学校が児童生徒や保護者から信頼できる存在であって、はじめて児童生徒や保護者は学校に相談することができる。児童生徒と保護者からの信頼を得ることがセクシュアル・ハラスメントの防止の第一歩であるという認識に立って、各学校がセクシュアル・ハラスメント防止の取組を進めることが必要である。

5-2-2 教育委員会

平成12年の文部省調査において「周知・啓発を児童生徒に対しても行っているか」が調査項目であったように学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止の取組の一つの柱は児童生徒への周知・啓発である。入江らが述べるようにセクシュアル・ハラスメントという言葉と認識が子どもたちにも届くようになったと考えれば、今後周知に力を入れることが急がれるのは相談窓口の周知である。万一、児童生徒が被害にあった時に、あるいは被害が心配された時に、速やかに適切な相談窓口相談することが、被害が大きくなることを防いだり、被害を未然に防いだりすることにつながる。相談窓口を記載した啓発チラシ等を配付している県市は少なくない。しかしながら実際に相談が必要になった時にチラシ等がどれほど活用されているだろうか。児童生徒たちも必要な情報はネットで検索して入手することが多くなっている。リスクマネジメントの視点からも相談窓口を教育委員会のホームページで周知することの意味は大きい。2019年7月に関東地方の12県市（1都6県5市）教育委員会のホームページを確認したところ、セクシュアル・ハラスメント専用の相談窓口の掲載が確認された県市が2（神奈川県、千葉県）であった。いじめ専用の相談窓口が12すべての県市の教育委員会ホームページで確認されたことと対照的な状況である。セクシュアル・ハラス

メント専用の相談窓口を未設置の県市においても専用相談窓口が設置され、すべての県市でセクシュアル・ハラスメント専用相談窓口が被害に悩む児童生徒に届くような形で周知されることが求められる。

5-2-3 教員養成

文部科学省の人事行政状況調査において年齢別に在職者数と処分者数の割合を比較すると、わいせつ行為等による処分者は20代に多いことが明確に表れていた。比較的採用間もない世代である。平成27年12月21日に中央教育審議会は「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学びあい、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」を答申している。この答申では教員養成に関する課題について「教職課程の学生が学校や教職についての深い理解や意欲を持たないまま安易に教員免許状を取得し、教員として採用されているとの指摘もある」ことに言及し、教員養成段階は「『教員となる際に必要な最低限の基礎的・基盤的な学修』を行う段階であることを認識する必要がある」としている。「教員となる際に必要な最低限の基礎的・基盤的な学修」の中で児童生徒の人権を尊重する姿勢やセクシュアル・ハラスメントについての正しい認識を身につけることが求められている。

神奈川においては、県立学校において教育実習を行う教育実習生に対して教育委員会が作成したセクシュアル・ハラスメント防止の啓発チラシを配付したり、教育委員会が作成した若手教員向けの不祥事防止リーフレットを大学の教育学部の学生に配付したりする取組が始まっている。教員養成段階において「教員となる際に必要な最低限の基礎的・基盤的な学修」がより確実に行われるためには、教育委員会と大学等の連携が一つの有効な方策となり得る。

教育職員の懲戒処分の推移から見えるリスクマネジメント上の課題

引用文献

入江直子、五十嵐とし江、亀井明子、細井とし子、賀谷恵美子 「学校におけるセクシュアル・ハラスメントへの対応の実態と課題」『神奈川大学心理・教育論集』(2001-04)

佐藤晴雄 『教育のリスクマネジメント』(2013)時事通信社

参考文献

文部省地方課 「教育職員に係る懲戒処分等の状況について」『教育委員会月報』(平成10年~平成12年の各12月号)

文部科学省初等中等教育企画課 「教育職員に係る懲戒処分等の状況について」『教育委員会月報』(平成13年~平成19年の各12月号)

文部科学省初等中等教育企画課 「セクシュアル・ハラスメント防止に対する各都道府県及び指定都市教育委員会の取組状況について」『教育委員会月報』(平成13年4月号)

神奈川県教育委員会行政課 「県立学校生徒対象のセクシュアル・ハラスメントに係るアンケート調査結果について」(平成25年度~30年度)

文部科学省 「平成19年度 教育職員に係る懲戒処分等の状況について」(2019/7/30 閲覧)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1300360.htm

文部科学省 「平成20年度 教育職員に係る懲戒処分等の状況について」(2019/7/30 閲覧)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1288132.htm

文部科学省 「平成21年度 教育職員に係る懲戒処分等の状況について」(2019/7/30 閲覧)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1300256.htm

文部科学省 「平成22年度 教育職員に係る懲戒処分等の状況について」(2019/7/30 閲覧)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1314343.htm

文部科学省 「平成23年度 公立学校教職員の人事行政の状況調査について」(2019/7/30 閲覧)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1329089.htm

文部科学省 「平成24年度 公立学校教職員の人事行政の状況調査について」(2019/7/30 閲覧)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1342555.htm

文部科学省 「平成25年度 公立学校教職員の人事行政の状況調査について」(2019/7/30 閲覧)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1357419.htm

文部科学省 「平成26年度 公立学校教職員の人事行政の状況調査について」(2019/7/30 閲覧)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1365310.htm

文部科学省 「平成27年度 公立学校教職員の人事行政の状況調査について」(2019/7/30 閲覧)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1380718.htm

文部科学省 「平成28年度 公立学校教職員の人事行政の状況調査について」(2019/7/30 閲覧)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1399577.htm

文部科学省 「平成29年度 公立学校教職員の人事行政の状況調査について」(2019/7/30 閲覧)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1411820.htm

教育職員の懲戒処分の推移から見えるリスクマネジメント上の課題

【参考資料】教育職員の懲戒処分の処分事由別推移（平成9年～29年度、文部科学省の公表資料より作成）									
年度	懲戒処分 ※	懲戒処分内訳							
		交通事故		体罰		わいせつ		その他	
		人数・人	割合・%	人数・人	割合・%	人数・人	割合・%	人数・人	割合・%
H9	739	451	61.0	109	14.7	49	6.6	130	17.6
H10	734	437	59.5	114	15.5	50	6.8	133	18.1
H11	805	454	56.4	114	14.2	97	12.0	140	17.4
H12	908	488	53.7	132	14.5	108	11.9	180	19.8
H13	1,073	597	55.6	125	11.6	100	9.3	251	23.4
H14	1,212	619	51.1	137	11.3	148	12.2	308	25.4
H15	1,359	636	46.8	173	12.7	155	11.4	395	29.1
H16	1,226	585	47.7	143	11.7	141	11.5	357	29.1
H17	1,242	616	49.6	146	11.8	124	10.0	356	28.7
H18	1,149	531	46.2	169	14.7	170	14.8	279	24.3
H19	988	426	43.1	124	12.6	139	14.1	299	30.3
H20	1,054	422	40.0	140	13.3	160	15.2	332	31.5
H21	943	378	40.1	150	15.9	138	14.6	277	29.4
H22	905	349	38.6	131	14.5	152	16.8	273	30.2
H23	860	326	37.9	126	14.7	151	17.6	257	29.9
H24	963	286	29.7	176	18.3	168	17.4	333	34.6
H25	1,162	284	24.4	410	35.3	180	15.5	288	24.8
H26	946	273	28.9	234	24.7	183	19.3	256	27.1
H27	943	255	27.0	174	18.5	195	20.7	319	33.8
H28	923	266	28.8	162	17.6	197	21.3	298	32.3
H29	777	217	27.9	121	15.6	187	24.1	252	32.4
※各年度について争議行為による処分を除いている。									
※平成13年については職務命令違反による処分（1311件）を除いている。									
※太字は各項目における最大値。									